

丸森町 過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年 12月当初

令和4年 5月変更

令和5年 8月変更

令和6年 8月変更

宮城県 伊具郡 丸森町

丸森町過疎地域持続的発展計画 目次

1	基本的事項	1
	(1) 丸森町の概況	1
	① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	② 丸森町における過疎の状況	1
	ア 人口等の動向	1
	イ これまでの過疎対策及び現在の課題と今後の見通し	2
	③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的 発展の方向の概要	2
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3
	① 人口の推移	3
	② 人口の見通し	4
	③ 産業の動向	4
	(3) 行財政の状況	5
	① 行政の状況	5
	② 財政の状況	5
	③ 施設整備水準等の現況と動向	7
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
	(7) 計画期間	9
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
	(1) 現況と問題点	10
	(2) その対策	10
	(3) 計画	11
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	11
3	産業の振興	12
	(1) 現況と問題点	12
	(2) その対策	13
	(3) 計画	15
	(4) 産業振興促進事項	17
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	17

4	地域における情報化	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	18
	(3) 計画	19
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	20
	(1) 現況と問題点	20
	(2) その対策	20
	(3) 計画	21
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6	生活環境の整備	26
	(1) 現況と問題点	26
	(2) その対策	26
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	29
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
8	医療の確保	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
9	教育の振興	34
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	34
	(3) 計画	35
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
10	集落の整備	37
	(1) 現況と問題点	37
	(2) その対策	37
	(3) 計画	38
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38

11	地域文化の振興等	39
	(1) 現況と問題点	39
	(2) その対策	39
	(3) 計画	40
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
12	自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の推進	41
	(1) 現況と問題点	41
	(2) その対策	41
	(3) 計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	(3) 計画	42
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
	事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	44

1 基本的な事項

(1) 丸森町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は宮城県の最南端に位置し、総面積 273.30 km²で仙南広域圏の約 17.7%、宮城県の約 3.8%を占めている。また、町域の約 70%を山林が占め、そのほとんどが中山間地域である。

気候は東日本型気候に属し、冬季には晴れの日が多く、降水量が少なめで、年間平均気温が 12.2℃と県内では温暖な地域になっている。

地形は、町の北部を南西から北東に貫流している阿武隈川と、その支流河川沿いに平坦地が開けており、この平坦地を囲むように南東部には標高 500m前後の山々が、また北西部には 300m前後の山々が連なり、盆地状の地形を呈している。

本町の歴史は、伊具郡が成立していたといわれている奈良時代以前にさかのぼる。戦国時代になると、伊達氏と相馬氏の領地争奪が続き、やがて仙台藩伊達家の所領となり明治維新まで続いた。江戸時代から明治時代にかけては阿武隈川舟運の河港となり、米などの船荷積替え地として繁栄した。

交通網としては、重要な公共交通手段となっている阿武隈急行線が南北に通り、国道 113 号・国道 349 号を基軸とした道路ネットワークが形成されている。また、常磐自動車道や東北中央道相馬・福島間が開通し、東北から関東への高速交通網が整備されたことで高速交通へのアクセス性が向上している。

農業は、町の基幹産業として古くは水稲と養蚕、近年では水稲、畜産、園芸を中心とした複合経営が展開されてきたが、一戸あたりの耕作面積は小さく、兼業農家が大多数を占めている。耕地面積は、平成 30 年には 2,880ha と平成 20 年に比べ 430ha 減少し、未耕作地が拡大している。しかし、一方では平坦部を中心に水稲、畜産の主業化が進んできている。

商業では、町中心部の商店街で空洞化が進んでいるが、空き店舗の活用などを行い魅力的な商店街づくりを進め、工業では、製造品出荷額が平成 30 年には 241 億円とピーク時の平成 19 年に比べ 290 億円減少しており、企業誘致等の様々な施策を展開し、地域産業振興に努めている。

令和元年 10 月 12 日に襲来した令和元年東日本台風からの早期復旧・復興が最優先課題であることから、生活基盤・産業基盤の再生、移住・定住の促進、各分野における担い手となる人材の確保・育成及び防災面の強化を図っていく必要がある。

② 丸森町における過疎の状況

ア 人口等の動向

本町の人口は、昭和 29 年の合併当時 29,703 人であったが、合併時に蓄積されていた大量の労働力は、高度経済成長期を通じて若年層の流出を中心に都市部に吸収され、昭和 30 年以降急激な過疎化が進行し、昭和 50 年には 20,893 人までに減少した。その後、昭和 50 年以降は鈍化傾向となり、昭和 60 年には 20,598 人と一応の歯止め効果も見ら

れたが、平成2年の国勢調査結果により19,755人と2万人の大台を割り、それ以降も人口減少傾向は続き、平成27年の人口は13,972人となっている。

イ これまでの過疎対策及び現在の課題と今後の見通し

本町では、昭和45年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく支援により、道路整備や産業の振興、生活環境の整備、医療の確保などの総合的な過疎対策を講じ、ソフト・ハード面の整備を行ってきた。

少子化対策としては、保育施設の新設や保育料・医療費の助成など子育て支援施策の充実に努めるとともに、若者の雇用につながる支援、新婚・子育て世代に対する住宅の提供や家賃補助などによって若者の町内定住を促進する取組を行ってきた。

さらに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉にかかわる施設・設備や体制、助成制度等の充実に加え、生活を支える交通環境、道路、上下水道などの基盤整備を進め快適な居住環境の創出に努めてきた。

また、平成27年度には起業サポートセンターを開設し、創業機運の醸成や新規起業支援等を推進するとともに、立地環境や優遇制度等の情報発信を行い、企業誘致を推進するなど、新たな雇用を創出することで、若年層の流出抑制と流入促進を図ってきた。

しかしながら、令和元年東日本台風による町政史上最悪の大災害の発生によって、これまでも課題であった少子高齢化や人口減少の加速が懸念される。新型コロナウイルス感染症の流行により新しい生活様式が確立される中、情報化社会の加速、SDGsへの対応等、社会情勢が劇的に変化する状況下においても、今後も町民ニーズに対応した施策の充実に努めるとともに、近隣市町との連携による地域資源を活用した特色あるまちづくりを展開していく必要がある。

将来にわたり安心して生活できる町のあり方を描いた上で、財政負担の低減や公共サービスの質の維持を図るための新たな取組が求められている。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

産業構造の変化を就業人口の推移で見ると全体的に減少傾向にあり、近年は減少幅も大きくなっている。産業別就業人口比率は、農業従事者の高齢化や後継者不足などの影響を受けて第1次産業における減少が顕著となっている。第2次産業は、一時、増加傾向にあったが、平成12年以降は減少に転じている一方で、第3次産業は、一貫して増加傾向にある。これらの構成比率は、今後も現状と同じような傾向で推移していくものと見込まれる。

本町は、隣接する相馬市などの福島県とも古くから経済的交流があるが、主要交通網から外れ、盆地型山村という立地環境も影響して、高度経済成長期における地域開発でも遅れをとった。このため、他地域に比べて第2次産業及び第3次産業部門の企業集積は少なく、仙南広域圏及び仙台市など周辺市町への依存関係を深めてきた。

一方、昭和63年の阿武隈急行線の全線開業が、地域経済の発展に大きく寄与し、今後も

同線を利用した地域間交流や若者定住の促進が期待できる。さらに東北新幹線・東北自動車道・常磐自動車道・仙台空港等の高速交通体系の整備により首都圏までの時間的距離が大幅に短縮され、経済交流も盛んになってきたことから、更なる地域の活性化に向けた広域的な取組が期待できる。

こうした中で、新たな進出企業のニーズに対応出来る工場団地の造成など、企業誘致に向けた取組を推進し、安定した雇用の場の確保を目指す。

また、主要な観光資源の魅力の向上に努めるとともに、自然、歴史・文化等の豊かな地域資源を活かした着地型観光商品を開発し、国内外からの観光客の誘致に取り組み、観光産業の振興を図ることで交流人口の増加に努め、地域経済の活性化につなげていく。

さらに、自然との共生と消費者ニーズに対応した環境保全型農業の確立と地域資源を活用した付加価値の高い商品開発を図り、加工産業に結びつけることによって、就業の場を確保し、農林業を基本とした調和のとれたまちづくりを目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

平成 27 年国勢調査による人口は 13,972 人で、昭和 35 年以降一貫して減少している。若年者の比率は、昭和 60 年以降 15.0%程度で推移していたが、平成 27 年は 10.5%に減少する一方、65 歳以上の高齢者比率は同年で 37.5%と確実に上昇しており、超高齢社会への対応がせまられている。

表 1 人口の推移（国勢調査）

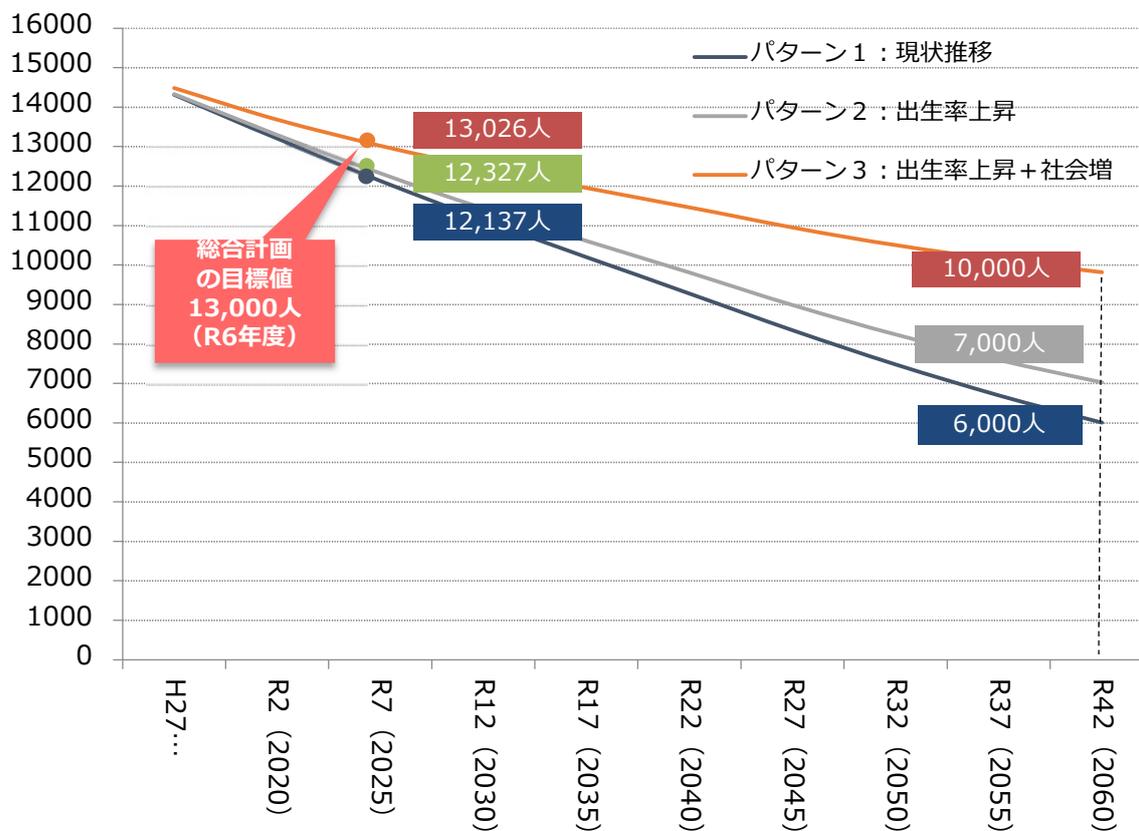
区 分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 26,740	人 20,893	% △22.9	人 19,755	% △5.4	人 16,792	% △15.0	人 13,972	% △16.8			
0 歳～14 歳	9,570	4,483	△53.2	3,704	△17.4	1,946	△47.5	1,364	△29.9			
15 歳～64 歳	15,047	13,626	△9.4	12,095	△5.3	9,493	△21.5	7,368	△22.4			
うち 15 歳～ 29 歳(a)	5,268	4,228	△19.7	2,956	△30.1	2,514	△15.0	1,481	△41.1			
65 歳以上 (b)	2,123	2,784	31.1	3,956	42.1	5,353	35.3	5,228	△2.3			
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 20.2	—	% 15.0	—	% 15.0	—	% 10.5	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 7.9	% 13.3	—	% 20.0	—	% 31.9	—	% 37.5	—			

② 人口の見通し

本町における長期的な将来人口推計をみると、令和 17 年以降 10,000 人を下回り、さらに令和 42 年には 6,000 人にまで減少することが予測されている。

全国的な人口減少傾向の局面を迎え、本町においても定住人口が増加に転じることは難しい状況にあるため、第五次丸森町総合計画（平成 27 年度～令和 6 年度）及び丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年策定）において将来の人口目標を掲げ、その達成を目指すこととしている。特に、人口減少対策については、丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略により「雇用の確保」「子育て環境の充実」「交流人口の増加」「強みを伸ばし弱みを克服する」を柱とする事業を推進する。

表 2 人口の見通し



(資料：丸森町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

③ 産業の動向

産業別就業人口比率は、昭和 55 年までは第一次産業が最も高い割合だったが、昭和 60 年以降、第二次産業が逆転したものの、その後平成 22 年には第 3 次産業が首位となった。就業人口は全体的に減少傾向にあり、その傾向は平成 7 年以降、特に第一産業の減少が顕著に見受けられるなど少子高齢化や雇用情勢、景気動向等に影響され、大きく変動している。

また、これまでに例のない令和元年東日本台風による被害や新型コロナウイルス感染症により、町内の各種産業が経済的な影響を受けている。

表 3 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 13,038	人 10,685	% △18.0	人 10,405	% △2.6	人 7,059	% △32.2	人 6,658	% △5.7	
第一次産業 就業人口比率	% 78.3	% 33.2	—	% 26.6	—	% 14.0	—	% 12.9	—	
第二次産業 就業人口比率	5.7	38.7	—	43.3	—	40.7	—	40.7	—	
第三次産業 就業人口比率	16.0	28.1	—	30.1	—	45.2	—	46.4	—	

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

本町の行政機構は、令和3年4月現在、町長部局8課4室と議会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・教育委員会の5事務部局及び丸森病院を設けている。行政施設は本庁舎のほか、まちづくりセンターが8施設、児童館1か所、丸森病院及び保健センターがあり、学校教育施設は小学校8校、中学校1校及び給食センターがある。職員は町長部局183名、その他機関が89名の合計272名を配置している。

広域行政については、仙南地域の2市7町の自治体で構成する仙南地域広域行政事務組合で衛生処理（ごみ、し尿）・消防業務・視聴覚教育・介護認定事務・滞納整理事務等の共通した業務を集約し、効率的な行政運営を行っている。このほか、平成19年に設立された宮城県後期高齢者医療広域連合に加入している。

② 財政の状況

本町の令和元年度における決算規模は、令和元年東日本台風災害等による影響もあり、歳入147億1,878万円平成27年度対比66.6%増となっている。

財源構成は、自主財源が23億6,023万円（16.0%）、依存財源が123億5,855万円（84.0%）である。一般財源で見ると平成27年度から51.0%の増となっているが、これは台風被害に対する特別交付税の一時的な増によるものに過ぎず、町税収入額は平成27年度から等倍で推移しており、他の収入の依存度が高い傾向に変わりはない。

歳出は、114億6,796万円となっており、平成27年度と比較して41.4%増となっている。投資的経費で平成27年度費192.7%の増となっており、うち災害復旧事業費については台風被害により414.3%の増となっている。

その他の経費についても、災害廃棄物処理委託料を筆頭に台風被害に対応するための経費が嵩んだ為、57.2%の増となった。

財政分析では、令和元年度の財政力指数は0.30、公債費負担比率は9.0%となっている。

表4 財政の状況

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,041,023	8,833,753	14,718,786
一般財源	5,363,487	5,644,672	8,523,935
国庫支出金	901,927	683,106	2,219,240
都道府県支出金	418,705	640,351	1,044,420
地方債	661,886	590,273	1,853,073
うち過疎対策事業債	191,900	297,300	285,600
その他	695,018	1,275,351	1,078,118
歳出総額 B	7,693,346	8,111,876	11,467,965
義務的経費	3,043,893	2,890,708	2,828,992
投資的経費	1,330,147	529,735	1,550,702
うち普通建設事業	1,297,518	316,997	456,525
その他	3,319,306	4,226,738	6,643,261
過疎対策事業費	590,797	464,695	445,010
歳入歳出差引額 C (A-B)	347,677	721,877	3,250,821
翌年度へ繰越すべき財源 D	209,581	280,106	374,492
実質収支 C-D	138,096	441,771	2,876,329
財政力指数	0.28	0.28	0.30
公債費負担比率 (%)	14.3	12.5	9.0
実質公債費比率 (%)	12.3	9.5	11.8
起債制限比率 (%)	3.7	—	—
経常収支比率 (%)	84.0	89.9	88.9
将来負担比率 (%)	75.7	68.9	87.4
地方債現在高	8,123,910	8,343,546	9,066,135

③ 施設整備水準等の現況と動向

本町の町域は 273.30 ㎢と広く、その地域特性から公共施設投資が充分には行き渡っておらず、整備水準は低い状態にある。また、道路改良率についても令和元年度末で 69.3%・舗装率は 88.9%となっており、実績は上がってきているものの充分ではない状態である。

今後の公共施設における課題は、これまで整備してきた施設等の老朽化に伴う改修・改良等であるが、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を進めていくこととしている。

表 5 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	16.5	49.8	63.1	66.1	69.3
舗 装 率 (%)	29.5	76.7	86.4	88.2	88.9
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	343,139	345,502
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	110.1	75.6	79.9	105.4	148.9
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	114,580	114,824
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	8.3	6.8	7.2	5.8	5.9
水 道 普 及 率 (%)	38.9	60.6	68.5	68.9	72.7
水 洗 化 率 (%)	—	—	59.9	81.5	87.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.9	5.5	6.2	5.8	6.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、高度情報化の進展、少子高齢化や環境問題の深刻化、協働意識の高まりなど、取り巻く様々な環境の変化に的確に対応し、創造的な人材の育成、高い学力を身に着ける教育環境の整備、「健康づくり」と「介護予防」を充実し健康寿命の延伸などにより、元気な丸森町をつくり、地域資源を活かした 6 次産業化と丸森ブランドの創出による「儲ける農業」を推進するとともに、企業誘致の推進による雇用の創出や多様なニーズに応じた住環境の提供、整備などにより、移住、定住を促進し、丸森町に暮らす人を増やし人口減少の鈍化を図る。さらには、令和元年東日本台風で被災した町民の生活再建と持続可能なまちづくりを目指す。

これらを踏まえ、新たに策定する計画と事業推進のため、県が定める過疎地域持続的発展方針に沿って、「第五次丸森町総合計画」及び「丸森町復旧・復興計画」に基づき次の項目を持続的発展の柱とする。

- 1 郷土愛で支える元気なまちづくり
 - ① 安心して産み育てられる子育て環境の充実
 - ② 心豊かな人材を育む教育の充実
 - ③ 共に学び、育み、支えあう人づくり
 - ④ スポーツ・レクリエーションの振興
 - ⑤ 暮らしを彩る地域文化の保存・継承

- 2 誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり
 - ① 健やかな生活を支える保健・医療の推進
 - ② 高齢者の暮らしを支えるまちづくりの推進
 - ③ きめ細かな地域福祉の推進
 - ④ 暮らしを支える社会保障制度の充実

- 3 安全と安らぎのあるまちづくり
 - ① 安心・安全なまちづくりの推進

- 4 町民と行政がともに創造するまちづくり
 - ① 連携による地域づくりの推進
 - ② 効率的な行財政運営

- 5 美しい自然環境を次代へ継承するまちづくり
 - ① 健全で恵み豊かな環境の保全
 - ② 自然エネルギーを活用した低炭素社会の実現

- 6 地域力を活かした活力を生み出す産業のまちづくり
 - ① 地域の特性を活かした農林業の振興
 - ② 賑わいと活力を生み出す商・工業の振興

- 7 地域資源を活かした交流の盛んなまちづくり
 - ① 多様な資源を活かした観光交流の推進
 - ② 友好を深める交流活動の推進

- 8 住み続けたいと思える快適で魅力的なまちづくり
 - ① 魅力的な環境整備による定住促進
 - ② 住民の生活を支える交通環境の充実
 - ③ 快適で利便性の高い道路環境の整備

④ 快適に暮らせる上下水道の整備

9 共に立ち上がろう 次代につなぐ新たな丸森（まち）づくり

- ① 安らぎのある暮らしの再建
- ② 災害に強く魅力あふれるまちの創造
- ③ 活気あふれる産業・なりわいの再建

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)に示した基本方針に基づき、過疎脱却のため、基本目標を以下のとおり設定し、目標達成に努める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
人口	12,268人 (国勢調査人口速報集計)	12,268人 (現状維持)
新たに定住した人数(注)	26人/年	30人/毎年

注) 町の定住支援策を活用し町内に居住した人数

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、現行の行政評価制度を活用しながら、事業内容等の評価を毎年行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「丸森町公共施設等総合管理計画」は、本町が魅力ある「まちづくり」を進めていくためには、人口減少が続く中でもコミュニティ機能や防災機能等、住民が生活していくうえで必要性の高い機能を、地域ごとのバランスに配慮しながら、適正に配置するよう努めていくことを前提としているが、現状や課題を踏まえれば、現在の公共施設等の全てを将来にわたって保有し続けることは難しい状況であることを想定する必要がある。

今後は住民ニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していくことを公共施設等の管理に関する基本方針として定めるものである。

本計画においても、「丸森町公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討し実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の急速な少子高齢化の要因の一つとして、若年層が安定的な雇用や快適な居住環境を求めて都市部へ流出していることが挙げられる。これまでも新婚・子育て世代など若者の町内定住を促進するため、定住施策の充実に努めてきたが、更なるニーズに応じた「若者定住対策」を推進する必要がある。

人口減少に伴う空き家の増加も進んでいるが、多くの人が「住んでみたい」「住み続けたい」と思える、快適で魅力的な住環境の整備が求められている。

また、近年、人々の価値観の多様化や情報化の進展などによって、町民の学習意欲や知的好奇心が強まっていることから、町民が自主的に学び、生きがいのある生活を送ることができるよう、ニーズにあった事業を展開していく必要がある。

(2) その対策

若者定住施策の推進については、新婚・子育て世代に対する若者定住促進住宅や定住促進団地を提供するほか、新築及び中古住宅の取得、リフォーム、賃貸住宅家賃に対する支援を行うなど定住につながる住環境の整備を行う。

また、移住支援のワンストップ窓口である「まるもり移住・定住サポートセンター」を中心に、移住及び空き家に関する情報提供、オンラインを含めた移住相談を行うとともに、住民との交流をメニューに取り入れた移住体験会を開催することにより、地域と協働で移住・定住の促進を図る。

移住施策の推進にあたっては、UIJ ターンや地域との関わりの中で移住する方をはじめ、町内中小企業への就業やテレワークを活用して移住する方が、地域での生活を継続できるよう支援するとともに、新たに起業等を考える方への伴走支援を図り、就労人口の獲得を通して移住人口の増加につなげる取組みを行う。

さらには、3大都市圏をはじめとする都市圏等から本町への人の流れの創出を図るため、地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの活動を行いながら、本町への定住等を図る取組を実施するほか、地域や地域住民と多様に関わる関係人口の創出、交流人口の拡大を図り、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進する。

人材育成については、学ぶ機会や情報の提供など学習する場の充実等を図ることにより、次代のまちづくりを担う人材を育成するとともに、学習した成果を活かすことができる機会を創出し、人が輝くまちづくりを推進する。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
新たに定住した人数	26人／年	30人／毎年
地域おこし協力隊員数	42人（延べ人数）	70人（延べ人数）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業	町	
		移住・定住サポートセンター事業	町	
		移住・定住・交流推進事業	町	
		宮城県移住支援事業	県・町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設6. 公営住宅に記載のとおり、「第五次丸森町総合計画」に基づき、新婚・子育て世代や移住希望者に対して、若者定住促進住宅や定住促進住宅の提供等を行い、幅広い世代の定住促進を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町の農業は、水稻、畜産、園芸を中心とした複合経営が展開されている。農家一戸あたりの耕作面積が小さく、兼業農家が大多数を占めているが、近年では平坦部を中心に水稻、畜産の主業化が進み、集落営農や農業生産法人をはじめ大規模な経営体が育成されつつある。また、環境保全型農業への取り組み意識が高く、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培が早くから行われ、環境への負荷低減、安全・安心な農産物生産の取組など特色ある農業が行われている。

一方で、農家数の減少、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害の拡大等に加え、令和元年東日本台風により被災した農地の復旧が長期間に及ぶなど、農業を取り巻く情勢は厳しさを増している。

水稻においては、米消費量の減少や産地間競争の激化による米価の低迷が農家経営を圧迫し、生産意欲の減退につながっている。

畜産については、酪農は中核的農家の規模拡大が進んでいる一方、繁殖和牛は小規模農家が多く、飼養頭数は減少傾向にある。

また、米価が低迷する中で、農家所得の向上を図るために、水稻への依存割合を下げ、園芸作物を振興することは重要な施策であることから、ブロッコリーや小菊などの生産振興に力を入れている。

さらに、食の安全・安心志向への高まりの中、引き続き環境保全型農業を進めていくとともに、消費者との交流を深めながら、顔の見える農業や地産地消に取り組んでいく必要がある。高齢者や女性グループを中心に農産物の加工や直売所などでの販売も広がりを見せており、本町ならではの特産品開発や6次産業化に期待が寄せられている。

林業については、森林が本町の行政区域面積の約70%を占め、木材生産のほか水源涵養等の多面的機能の面からも重要な役割を担っていることから、令和5年3月に策定した「丸森町林業振興ビジョン」に基づき、貴重な財産である自然環境の保全や水資源の涵養などのため森林の整備に努めるほか、都市住民との交流の場、環境学習の場として活用していくなど、総合的な地域林業の振興が求められる。

商業については、人口減少に加え消費者ニーズの多様化により、町内における購買率は年々減少傾向にある。個人商店では、経営者の高齢化や後継者不足により店の存続が難しく、空き店舗が多くなっている一方で、町中心部の商店街では、町内の若手事業者等が空き店舗を活用して新たなお店をオープンさせるなど、商店街活性化の動きが見られる。今後、さらに日常の買い物の利便性を確保するためには、町、商工会、事業所や地域住民が一丸となって中心市街地等の活性化に取り組む必要がある。

工業については、製造業を中心とする企業誘致を図り、地元の雇用創出に努めてきたが、今後は地域の特性にあった企業誘致を進めていくことが求められる。また、本町における企業の多くは中小企業であることから、地域経済の活性化や安定した雇用の場の確保に向けて、経営の安定化や事業拡大、起業者の育成などの支援を行う必要がある。そのほか、新型コロナウイ

ルス感染症拡大をきっかけに、都市圏の企業等で人混みの少ない地方でのテレワーク・リモートワーク導入の機運が高まっている。

本町の主な観光資源としては「蔵の郷土館 齋理屋敷」「不動尊公園キャンプ場」「阿武隈ライン舟下り」などがあり、自然や歴史に触れることができるものが拠点となっている。このほか「大内活性化センター」「中心市街地活性化拠点施設八雄館」「高齢者生産活動センター」「滞在型市民農園クラインガルテン」といった観光・交流の拠点となる施設を整備し、丸森型グリーン・ツーリズムの推進に努めてきた。また、平成25年から開催されている「サイクルフェスタ丸森」は、県内外から多くの参加者が集まり、“丸森の自然と人との交流が楽しめる”と自転車愛好家から注目されているイベントとなっている。今後も、豊かな自然や歴史・文化が育んできた地域資源を生かし、平成26年度に策定した「交流人口70万人計画」に基づき、交流人口の拡大のため各種施策や施設整備を進めるとともに、町内の経済的な波及効果へ結びつけることが重要である。また、観光産業だけではなく、産業者や地域の様々な方々の関わりによって地域全体で観光客を受け入れていく仕組みづくりも求められている。

このほか、令和元年東日本台風により、農作物や農業用機械をはじめ、商工業事業者の施設・設備などの本町関連産業において約72億5千万円の被害が生じ、いまなお復旧は完了しておらず、一日も早い地域産業の再生が求められている。

(2) その対策

農業振興対策については、水稻、畜産、園芸作物など地域の特性を活かした農畜産物の生産拡大、産地化、基盤整備等による生産性の向上と環境保全型農業を進めることにより、農業者の所得向上と経営安定が図られるような農業振興、いわゆる「儲ける農業」を推進する。

水稻では、担い手への農地集積、集約化や低コスト稲作を推進するほか、集落営農の組織化、法人化などにより、農業経営基盤の強化や生産技術の向上を図る。

園芸作物では、ブロッコリー、小菊、柿、イチゴを重点作物として継続して推進するとともに、新たな作物の選定や輪作体系を構築し、園芸の施設化や大規模化を推進する。

畜産では、畜産農家の生産基盤の強化と生産性の向上により、さらなる産地育成を進めるとともに、良質で安定的な自給飼料の確保と環境循環型の農業を推進していく。さらには、町営放牧場と令和3年5月に完成した子牛育成センターの利活用を促し、子牛育成に係る負担軽減と規模拡大を支援し、農業所得の向上を図っていく。

また、本町の地形を生かして生産される様々な農林産物等を原料とした新たな特産品の開発や加工施設の整備などの支援を行い、6次産業化を推進するとともに、新規就農者の確保・育成や認定農業者の規模拡大や経営安定の支援等により将来的に安定した地域農業の担い手の確保に努める。

一方、有害鳥獣による農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、地域の農業振興にも悪影響を及ぼしている。

このため、「丸森町鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシ、ニホンザルの捕獲を強化すると

ともに有害鳥獣減容化処理施設利用による処理の効率化、電気柵等の被害防止施設の設置など被害抑制に努める。

林業振興対策については、「丸森町林業振興ビジョン」に基づき、適正な森林施業の推進と森林病虫害の防除に取り組み、優良材の生産による木材利用の促進と水源の涵養などの多面的機能の維持発揮に努めるとともに、交流・教育・健康に着目した新たな森林活用の検討、森林づくりを通じた移住・定住の促進や林業・木材産業を支える人材の育成に努める。

商業については、町内の空き店舗の活用や商店街での買い物等の利便性の向上、中心市街地活性化拠点施設とその周辺エリアの再整備を行い、良好で持続的な商業地域の振興を図るとともに、地域の特性を活かした魅力的な商業環境の整備に努める。

就労機会の創出や既存産業の振興のため、新たな進出企業のニーズに対応できる工場団地の造成など、受け入れ体制を充実させるとともに、異業種間や地域との交流機会を創出する。加えて、テレワークを受け入れるための環境整備を図り、テレワーク推進企業の受入を推進する。

また、町内の中小企業等への融資や次世代の人材を育成するための支援などによって、町内商工業の活性化を図る。

観光面では、「丸森町観光振興計画」に基づき「あぶくま荘」「蔵の郷土館齋理屋敷と周辺エリア」「不動尊公園キャンプ場」等の再整備を進め、交流人口の増加と地域活性化を推進する。また、観光交流を生み出す仕掛けとして、インターネット等による情報発信の強化や、「齋理幻夜」「サイクルフェスタ丸森」等のイベントをはじめ、本町の自然、歴史・文化等の豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの推進を図る。さらには、令和3年3月に登録になった「丸森地区河川防災ステーション」の設置を進めるにあたり、災害時以外の利活用方法も検討し、各種イベントの開催場所としての利用や、町民広場や阿武隈川や内川など周辺の水辺空間を活かした親水公園などの整備を進める。

復旧・復興の取組については、被災した農地等の復旧と担い手の育成をはじめとした農業・林業・商工業・観光業の再建と振興を図るとともに、新たな産業を創出し、雇用の維持・創出に向けた取組を進める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
園芸特産作物出荷額	152,424千円	500,000千円
製造品出荷額	241億円	475億円
中心市街地活性化 拠点施設利用者数	114,750人	120,000人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	農業施設管理事業 県営水利施設整備事業負担金（小斎地区） 防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金（明光4号地区）	県	
		基盤整備促進事業 農地整備事業負担金（竹谷地区・羽入地区）	県	
	林 業	公有林造林事業 造林等事業	町	
		森林病虫害等防除事業 松くい・ナラ枯れ病虫害防除	町	
	(3) 経営近代化施設 農 業	有害鳥獣減容化処理施設運営事業	町	
	(5) 企業誘致	工場団地造成事業	町	
	(9) 観光又は レクリエーション	公園緑地適正管理事業	町	
		百々石公園再整備事業	町	
		あぶくま荘整備事業	町	
		不動尊公園キャンプ場内コテージ等整備事業	町・県	
		中心市街地活性化事業	町	
		親水護岸・公園整備事業	国・町	
		観光船支援事業	町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	森林総合整備振興事業 造林事業の支援	町	
		農作物鳥獣被害対策事業	町	
		園芸特産振興事業 機械・施設整備等への支援	町	
		リース事業用園芸ハウス整備事業 園芸施設整備への支援	町	
		米販売促進活動支援事業 米販路拡大・販売促進への支援	町	

	水田利活用推進対策事業 水田団地化への支援	町	
	低コスト稲作推進事業 スマート農業の取組等に対する支援	町	
	環境保全型農業推進事業 丸森産農産物認証制度等の推進	町	
	集落営農育成支援事業 集落営農組織化に対する支援	町	
	環境保全型農業直接支払交付金事業 環境保全型農業活動への支援	町	
	集落営農モデル経営体育成支援事業 集落営農組織機の機械施設整備に対する支援	町	
	認定農業者支援事業 認定農業者の機械施設整備に対する支援	町	
	担い手確保支援事業 新規就農者の機械施設整備等への支援	町	
	儲かる農業実践者ブラッシュアップ事業 認定農業者の規模拡大に対する支援	町	
	和牛振興対策事業 繁殖基盤整備等への支援	町	
	自給飼料生産拡大支援事業 自給飼料拡大に対する機械整備等の支援	町	
	柿炭そ病・落葉病防除対策支援事業 特産柿の薬剤防除に対する支援	町	
	豚熱防疫対策事業 防疫対策に対する支援	町	
	子牛育成センター管理運営事業 施設管理運営支援	町	
商工業・ 6次産業化	特産品開発・販売促進事業 地場製品のPR、販売促進を支援	町	
	農産加工品販売促進事業 地場製品の販売拡大等を支援	町	
	特産品開発支援事業 商品開発や施設整備に対する支援	町	
	企業立地支援助成事業	町	

		空き店舗・空き家等活用事業 空き店舗等整備に対する支援	町		
		地域内消費拡大支援事業 割増商品券発行に対する支援	町		
		丸森町中小企業支援事業	町		
		地域小規模事業活性化推進支援事業	町		
		起業支援推進事業	町		
		経営改善支援事業	町		
		起業チャレンジ応援事業 新たに起業や第2創業等を行う方を支援	町		
		企業人材確保等支援事業	町		
		(11) その他	狩猟免許及び鉄砲所持許可取得事業	町	
			丸森町農業創造センター事業 独自性研究等への支援	町	
			グリーン・ツーリズム推進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進 区 域	業 種	計画期間	備 考
丸森町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設4. 産業施設に記載のとおり、産業施設は、緊急的に必要とされる修繕、改修工事はないので、定期的に調査を実施し、適切な維持管理を実施し、中長期的に引き続き利用していく。

また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設7. スポーツ・レクリエーション施設に記載のとおり、レクリエーション施設は、本町の観光資源となっている施設が主となっている。観光・交流の拠点となるあぶくま荘については、老朽化が進んでいるので、「第五次丸森町総合計画」においてもあぶくま荘の整備事業を主要事業の一つに掲げ整備していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域の情報通信環境の格差解消を目的に整備した光ファイバーによる高速情報通信基盤を活用した情報通信設備の維持・拡充とともに、町民が情報を利活用できるようになるための能力向上が求められている。

また、国は、デジタル社会の将来ビジョンに「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めるため、令和3年9月にデジタル庁を設置した。その際の重要な概念として「デジタルを手段として変革を進めること」（DX：デジタルトランスフォーメーション）を掲げており、DXとは、「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政、地域社会に再構築するプロセス」で、短時間で実現できるものではなく、長期的な展望を持ち、着実に歩みを進めていくことが重要になっている。

なお、これらの取り組みの推進には、本町におけるマイナンバーカードの普及対策も必要となっている。

(2) その対策

情報通信施設の整備においては、整備された光ファイバー網を利用し、IP告知システム（光ファイバー網を利用した行政情報伝達システム）や防災情報伝達方法の改善を図るとともに、観光客の誘客や災害時の情報収集手段として活用できるWi-Fi環境の整備を推進する。また、町民が情報化社会に対応できるよう、インターネットの活用方法や知識の定着に努めるとともに、DXの推進に向けた重点取組事項となっている「自治体情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」、「セキュリティ対策の徹底」などについて、国及び県と連携しながら、計画的かつ積極的に取り組んでいく。

さらには、金融窓口の減少に対し、納税者の利便性を確保するために開始した町税等のコンビニ収納サービスや電子決済に加え、マイナンバーカードの普及に合わせ、住民票の写しや各種証明書などのコンビニ交付サービスの検討も進める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
光Wi-Fi拠点数	55箇所	70箇所

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のため の施設 その他	光 Wi-Fi 整備事業 公衆無線 LAN 整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	地域イントラネット基盤管理事業 インターネット環境システム管理	町	
	その他	IT 講習会実施事業 町民向け情報リテラシー研修	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画において、該当する施設について特に定めていないが、丸森町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討し実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

広域幹線道路としては、相馬市～角田市～白石市を連絡する「国道 113 号」、角田市～福島県伊達市を連絡する「国道 349 号」が通っている。これらの路線と主要地方道 3 路線、一般県道 7 路線が接続し、幹線道路網が形成されている。

生活道路については、これまで計画的に整備を進めてきたが、未改良の路線において幅員が狭く、全体的に損傷が進んでいることから、計画的な改良・補修による安全で快適な道路環境の整備が求められている。

鉄道は、福島～槻木を結ぶ「阿武隈急行線」が南北に通る、最寄り駅として「あぶくま駅」「丸森駅」「北丸森駅」の 3 駅がある。通勤・通学の利用だけでなく、本町への観光客の交通手段としての役割を担っているが、人口減少や令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症の影響により乗降客数は減少傾向にある。町では、通学者を対象とした通学定期券の購入助成や、観光客向けのお買物券サービスなど、「阿武隈急行線」の利用促進に向けた様々な事業を展開している。

その他に、町民の身近な交通機関である町民バス、予約型乗合タクシー「あし丸くん」を運行している。特に「あし丸くん」は、自宅から町中心部のまちなか拠点施設まで運行しており、町民が利用しやすい交通手段となっている。

これらの公共交通については、急速な高齢化に伴い、誰もが安心して利用できる移動手段としてその役割がますます期待されることから、町民・行政・交通事業者の連携によるニーズに合った公共交通環境の整備が求められている。

このほか、令和元年東日本台風により、道路や河川等の公共土木施設及び農林業施設において、合計 2,904 箇所約 376 億 3 千万円の被害が生じ、いまなお多くの道路等が破損しているほか、一部道路では未だ通行止めが解除されておらず、住民の生活に多大な不便が生じている。

(2) その対策

隣接市町とともに町内の各地域を結ぶ、「国道 113 号」「国道 349 号」及び「主要地方道丸森霊山線」等の広域的な交通体系の骨格を形成するアクセス道路については、整備促進や全面改良に向けた要望活動を進める。

町民の日常生活、物流等の経済活動を支える町道については、快適で利便性の高い道路環境の整備を進める。また、子どもから高齢者までの誰もが安心・安全に通行できる道路環境を提供する。

農道及び林道については、補助事業等により整備を進め農林業生産基盤の充実を図ることに より農林業振興を目指すものとする。

「阿武隈急行線」については、適切な駅施設の維持管理を行い、利用しやすい環境を整えるとともに、安全な運行に必要な施設設備、車両の更新及び整備・修繕などを支援する。

乗降客数の減少に伴う損益収支やキャッシュフローの悪化については、補助金による直接的

な支援を行うとともに、各種イベントの開催や情報誌の発行などにより利用促進を図るなど間接的な支援も併せて行っていく。

また、町民の身近な交通手段である町民バスの運行や予約型乗合タクシー「あし丸くん」への運行支援や利便性向上のため、まちなか拠点の追加や運行ダイヤの見直しなど引き続き検討するとともに、既存の交通体系において対応が困難な事案に対しては、新たな視点による交通対策の必要性もあることから、地域主体による地域内の移動手段の確保に向けた検討を推進し、町民の身近な公共交通を確保し安心・安全で快適な暮らしを支えていく。

復旧・復興の取組については、国や県と連携を図りながら、被災した道路及び橋梁等の早期復旧及び機能強化とともに、町民の身近な交通手段である町民バス及びデマンドタクシーのルートの確保を図り、通常運行の再開に向けた取組を進める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
バス等公共施設 利用者数	41,593人	70,000人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	五福谷北山線3期（改良・舗装） L=520m、W=5.5m	町	
		森塩ノ貝線（改良・舗装） L=520m、W=4.0m	町	
		梅ノ木平線（改良・舗装） L=594m、W=4.0m	町	
		神明南町東線（歩道設置） L=220m、W=2.5m	町	
		鳥屋竹谷線（歩道設置） L=150m、W=2.5m	町	
		雉子尾山屋敷線2期（改良・舗装） L=800m、W=4.0m	町	
		川下線（改良・舗装） L=1,200m、W=4.0m	町	
		五福谷北山線1期（改良・舗装） L=1,120m、W=4.0m	町	

五福谷北山線 2 期 (改良・舗装) L = 2,000m、W = 4.0m	町	
小屋柵線 (改良・舗装) L = 522m、W = 4.0m	町	
山屋敷鬼ヶ柵線 (改良・舗装) L = 780m、W = 4.0m	町	
雉子尾山屋敷線 1 期 (改良・舗装) L = 530m、W = 5.5m	町	
奈良又竹ノ内線 (改良・舗装) L = 1,245m、W = 5.5m	町	
中平線 (改良・舗装) L = 1,280m、W = 4.0m	町	
熊ノ入線 (改良・舗装) L = 730m、W = 4.0m	町	
中原線 (改良・舗装) L = 820m、W = 4.0m	町	
北伊手山口線・遠藤線 (改良・舗装) L = 807m、W = 4.0m	町	
坪石西線 (改良・舗装) L = 300m、W = 4.0m	町	
新道線 (歩道設置) L = 200m、W = 2.5m	町	
木沼伴沢線 (改良・舗装) L = 210m、W = 5.5m	町	
深堀宮田線 (改良・舗装) L = 782m、W = 4.0m	町	
後沢槌屋線 1 期 (改良・舗装) L = 400m、W = 4.0m	町	
西風沢台線 (改良・舗装) L = 690m、W = 4.0m	町	
杉ノ入下柳沢線 (改良・舗装) L = 650m、W = 4.0m	町	
烏峠線 (改良・舗装) L = 500m、W = 4.0m	町	
虚空蔵中線 (改良・舗装) L = 200m、W = 4.0m	町	

台町線 (改良・舗装) L = 700m、W = 4.0m	町	
平館細田線 2 期 (改良・舗装) L = 650m、W = 4.0m	町	
平松線 (改良・舗装) L = 800m、W = 4.0m	町	
大山線 (改良・舗装) L = 1,700m、W = 4.0m	町	
八守線 (改良・舗装) L = 200m、W = 4.0m	町	
田谷場線 (改良・舗装) L = 300m、W = 4.0m	町	
府元中原線 (改良・舗装) L = 200m、W = 4.0m	町	
坪石線 (改良・舗装) L = 200m、W = 4.0m	町	
長内町西線 (改良・舗装) L = 65m、W = 4.0m	町	
長内線 (改良・舗装) L = 90m、W = 4.0m	町	
町西線 (改良・舗装) L = 150m、W = 4.0m	町	
木沼西原線 (改良・舗装) L = 100m、W = 4.0m	町	
関場松掛線 (改良・舗装) L = 800m、W = 5.5m	町	
館矢間松掛線 (改良・舗装) L = 300m、W = 5.5m	町	
後沢槌屋線 2 期 (改良・舗装) L = 280m、W = 4.0m	町	
大場平東線 (改良・舗装) L = 270m、W = 3.0m	町	
五福谷線 (改良・舗装) L = 450m、W = 5.5m	町	
後沢槌屋線 3 期 (改良・舗装) L = 740m、W = 4.0m	町	

	雉子尾長根線（歩道設置） L = 200m、W = 2.5m	町	
	菱川内線歩道設置事業 L = 150m、W = 2.5m	町	
	赤崎線歩道設置事業 L = 1,000m、W = 2.5m	町	
	塚合大門線歩道設置事業 L = 500m、W = 2.5m	町	
	町西2号線道路改良事業 L = 60m、W = 4.0m	町	
	民間宅地造成連携事業（道路分） $\Sigma L = 200m$ 、W = 4.0m	町	
	丸森型道づくりコラボ事業	町	
	交通安全施設整備事業 歩道設置、側溝蓋掛、防護柵設置等	町	
	道路ストック防災事業	町	
	段差のない歩道整備事業	町	
橋りょう	橋梁長寿命化事業 町道に架かる橋梁（205橋）の調査点 検及び補修・修繕	町	
	林道橋梁長寿命化事業	町	
(2) 農道	基盤整備促進事業（県営事業負担金） 農村整備事業（農道・集落道整備） ・柳田峠2期地区	県	
	諏訪地区農道整備事業 L = 150m、W = 4.0m	町	
(3) 林道	林道川平線（改良・舗装） L = 1,978m、W = 4.0m	町	
(5) 鉄道施設等 鉄道施設・鉄道車両	阿武隈急行支援事業	町	
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	町民バス運行事業 運行委託 6路線 白石市民バス負担金 2路線	町	
	デマンドタクシー運行事業 運行台数 4台	町	

	交通施設維持	丸森町阿武隈急行線利用促進事業	町	
		阿武隈急行線沿線開発推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第2節インフラ施設に記載のとおり、従来型の対症療法的な考えから脱却し、予防保全の視点から、計画的な維持管理等を行うことにより、事業執行に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていく。

災害時の対応や復興において重要な拠点となるようなインフラについては、重要度を勘案し耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定し整備を進める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町は、集落が広範囲に散在しており、多様な地理的条件を有していることから、水道普及率が低い状況にある。今後は水道水源の確保はもとより、地域それぞれの特性を生かした効率的な整備が必要となっている。

公共下水道は、計画区域面積の 89.4%（令和3年3月末日現在）まで整備が進んでおり、宅地への公共ます設置は完了している。今後は一層の水洗化の普及に努めるとともに、下水道等処理区域外の地区における合併処理浄化槽の設置を進める必要がある。このような状況を踏まえ、安全で安定的な水供給・処理を維持していくため、公共下水道及び農業集落排水施設の老朽化への対応や耐震性の向上など、長期的な視点に立った維持管理が重要な課題となっている。

また、町営住宅については、令和元年東日本台風により神明住宅及び竹谷住宅が大きな被害を受け、復旧・復興計画に基づき災害公営住宅と合わせて 160 戸を整備中である。また、老朽化の進んだ住宅については、修繕や建替えによる計画的な維持管理が必要な状況である。

土地利用において、丸森・館矢間地区の市街地では、農地と宅地が混在化していることから、適正な土地利用を図るとともに、国道 113 号館矢間バイパスの周辺整備等も検討していく必要がある。

防災面では、令和元年東日本台風の経験から地域における防災体制の重要性が再認識されたが、今後も起こりうる災害に備え、同じ被害を繰り返さない防災・減災の取組が求められることから、「丸森町地域防災計画」に掲げる「自助」「共助」「公助」を防災まちづくりの基本として、引き続き、防災施設や消防団の充実、自主防災組織の強化を図るとともに、町民、関係機関、行政が連携を図りながら総合的な地域防災活動を展開していく必要がある。

(2) その対策

快適で安心・安全な生活環境の向上、水質保全及び、家庭雑排水等による農地汚染防止を図るため、水道未給水対策として大張地区の給水区域の拡張を図る。また、公共下水道・農業集落排水処理施設の長寿命化等を進めるとともに、処理区域以外の区域についても、合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、町営住宅については、「丸森町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐震化やバリアフリー化等による個別改修や建替えを検討し、高齢者や障がい者が安心して暮らせる住環境の提供を進める。

丸森・館矢間地区の市街地形成については、国道 113 号館矢間バイパスの開通を踏まえ、阿武隈急行線丸森駅から町道駅前大通線沿いを含め、適正な土地利用を図りながら新たなまちづくりに向けての方策を検討し、都市的生活基盤の確立を推進する。

防災の取組については、避難情報の伝達や避難所の運営など、今回の台風災害における各種対応の課題を検証し、丸森町地域防災計画や災害対策本部の運営マニュアルなどを見直すとともに、町としての国土強靱化地域計画や事業継続計画（BCP）、及び国・県・ボランティアなど災

害対応の支援を受けるための受援計画等を策定する。また、前述の計画に基づいた災害対策本部の運営や避難所の開設・運営等の訓練を実施し、災害発生時に迅速かつ円滑に災害対応ができるよう体制を整備するなど防災体制の強化を図るとともに、地域防災アドバイザー等による防災講話の開催や避難訓練の実施など防災教育と人材育成に取り組む。

防災施設についても、災害時に対応できる施設整備を進めるとともに、災害対応の主要拠点となる役場については、雨水ポンプ施設の増強等による内水氾濫への対応などにより、防災拠点の機能を確保する。さらに、大規模災害に備え、令和3年3月に登録になった「丸森地区河川防災ステーション」の設置を進めるとともに、水防センターの整備や緊急避難路の確保、給水車や防災資機材等の整備を推進する。

また、町が整備する水防センターについては、災害時以外の利活用方法も併せて検討し、防災訓練や防災学習のほか、各種イベントの開催場所としての利用や、阿武隈川や内川など周辺の水辺空間を活かした親水公園など、平常時にも利活用できる施設として、丸森地区河川防災ステーションと一体的に整備を進める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
水洗化普及率	66.0%	86.1%
快適に暮らせる 町営住宅戸数	123戸	305戸

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設更新事業 浄水施設・配水施設・維持管理	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業（汚水） 下水道汚水管渠等整備 L=100m	町	
		雨水ポンプ場災害復旧・強化事業 雨水ポンプ場、直接放流管の整備	町	
		公共下水道長寿命化事業 長寿命化計画策定・施設等整備	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水機能強化対策事業 3地区 機能診断・最適化構想・機能強化対策	町	
	その他	浄化槽普及推進事業 5人槽10基 7人槽20基	町	

(6) 公営住宅	町営住宅改善・改修事業	町	
	災害公営住宅整備管理事業	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	丸森駅周辺住環境整備促進事業 丸森駅前住宅整備等の検討	町	
(8) その他	防火施設整備事業 防火施設整備・消防団機材等の整備	町	
	防災施設整備事業 防災資機材・消防サイレンシステム・ 緊急避難路の確保	町	
	防災無線設置更新・保守事業 防災無線の整備・更新	町	
	防災用屋外放送設備増設事業 音声放送システムの増設 30箇所	町	
	水防施設整備事業 排水ポンプ場の改修・水防センター等 の整備	町	
	給水車等整備事業 タンク一体型給水車両等の整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設1. 行政施設に記載のとおり、行政施設は、施設の機能や社会的な役割を考慮し、特に建物の安全性を重視すべき施設として、予防保全型対策に転換し、計画的な修繕・改修により施設の延命化を図る。また、基本的な方針第1節公共施設6. 公営住宅に記載のとおり、老朽化の進んだ住宅、計画期間内に耐用年数が経過する住宅は、高度利用の必要性や可能性が高い住宅については、計画的かつ効率的な修繕・改修工事を実施し、必要に応じて建替え等も行う。

公共下水道施設等は、基本的な方針第1節公共施設12. 浄水場及び排水処理施設に記載のとおり、浄水場及び排水処理施設は、いずれも新耐震設計に基づく施設となっているが、一部の施設については、すでに築後20年以上経過してきていることから、今後は老朽化に伴う不具合等が生じることが予想されるので、定期的な点検・調査、計画的な清掃、修繕、改修を実施し、施設の延命化とともに給水・処理の安定化及び事故防止に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

本町は、年少人口の減少と高齢者人口の増加が進んでおり、高齢者人口の平成 27 年国勢調査における割合は国（26.6%）や宮城県（25.8%）よりも高い 37.5%であり、少子高齢社会が進行している。また、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域における介護力の低下が懸念されており、地域での孤立や緊急時の対応、将来の生活など、不安を抱える高齢者が増えている。

そのため、高齢化の進行に伴い、日常生活を送る上で様々な支援を必要とする高齢者の増加が予測されることから、住み慣れた地域で安心して生活続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を総合的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築する必要がある。

また、高齢者が生きがいなどを求めて地域や社会活動へ参加しようとする意識が高まっていることから、高齢者の志向やニーズを踏まえた活動の機会を提供していくことが望まれる。

障がいを持った方についても取り巻く社会情勢や環境は大きく変化していることから、多様な施策展開ときめ細かな支援が必要になっている。町内において福祉活動を行っている団体等は、その中心的役割を担っている「民生委員・児童委員」や「丸森町社会福祉協議会」をはじめ、住民自治組織、老人クラブ、ボランティア組織などがあるが、情報共有や相互連携が必ずしも十分でない状況にある。

今後は、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けて、多様化するニーズに対応し、地域ぐるみで支え合っていくための関係する機関や団体間の協力体制の整備が求められている。

本町における出生率は、全国平均等を下回る状況にあり、核家族化の進行や共働き世帯の増加などもあって、子育て家庭の環境は大きく変化している。さらに、家庭や地域における子育て力の低下が懸念され、出産や子育てへの不安を抱く親も少なくない。

これまで教育・保育施設の新設や利用料金・医療費の助成など、子育て支援施策の充実に努めているが、より一層、住み慣れた地域で安心して子どもを育てることができるよう、環境の整備や相談・支援体制の充実が求められている。

(2) その対策

高齢者福祉対策については、支援を必要とする高齢者に対し、一人ひとりの状態を踏まえた最適なサービスを提供するとともに、生活機能を維持・向上させるための介護予防に関するプログラムや生活上の不安を解消するための相談、そして家族への支援活動等に積極的に取り組み、地域における安心した生活の実現を目指す。また、行政をはじめとする関係者間の連携・協力のもと、支援を必要とする高齢者に適切なサービスを継続して提供していくための仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築して適切に運営することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための体制整備を推進する。

高齢者が地域で元気に暮らせるように健診や予防接種を行うとともに、介護や支援が必要とならないよう介護予防のための教室等を開催し、健康の維持増進を図る。また、高齢者の創作活動の拠点施設である「丸森町高齢者生産活動センター」の運営や就業と生きがい活動への支援を行うことにより、高齢者の積極的な社会参加による生きがいづくりを推進する。

障がい福祉対策については、支援を必要とする障がいを持った方に対し、必要な障がい福祉サービスを提供するため、地域で生活するためのニーズの掘り起こしを行うとともに、地域資源の調査・把握を進め、そのニーズに対応するためのサービス提供体制の充実を図る。

また、障がいを持った方などを地域ぐるみで支え合うため、関係する機関や団体等による連携・協力の機会の確保に向けた検討を行い、地域共生社会の実現に向けた体制整備を推進する。

児童福祉については、子どもを中心に家庭、地域、学校、教育・保育施設、職場、行政など様々な立場の人々が子育て支援に対する理解を深め、意識を共有しながら連携して子育てしやすい環境づくりを推進する。その対策として、充実した教育・保育環境や地域の実情に応じた教育・保育サービス提供、町民ぐるみで未来の親を育成する体制づくりなどを行うとともに、子どもの居場所づくりや親同士がコミュニケーションを図る場所づくりを進め、地域全体で子どもを育てる機運の醸成を図る。

母子福祉については、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を充実させるため、助産師等の専門職がワンストップで相談を受け継続的なサポートを行う「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健分野と子育て支援分野の機能を一体的に確保して安定したきめ細かな支援を実施できる仕組みを構築する。加えて、家庭環境に左右されることなく子どもが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校など関係機関が連携し、要支援・要保護児童や特定妊婦に対し、専門的な相談対応や訪問等によるソーシャルワーク業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を進め、真に支援が必要な子どもたちを確実に支援する。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
子育て支援センター利用率	56%	60%
保育所定員充足率	93%	90%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及び子ども家庭センター	丸森町保健センター管理運営事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援センター運営支援事業	町	
		私立保育施設支援事業	町	

児童福祉	第2子以降児童保育料等無料化事業	町	
	放課後児童健全育成事業	町	
	子育て支援体制整備事業	町	
	子育て支援事業	町	
	母子・父子家庭医療費助成事業	町	
	任意予防接種費用助成事業（子ども分） 予防接種費用の一部助成	町	
	子ども医療費助成事業 18歳までの子ども医療費の一部助成	町	
	予防接種事業（定期接種） 65歳以上高齢者等の予防接種	町	
	高齢者・障害者 福祉	丸森町高齢者生産活動センター運営事業	町
後期高齢者健康診査事業 75歳以上高齢者の集団健診		町	
地域福祉活動推進対策事業		町	
高齢者いきいき活動支援事業		町	
介護人材確保事業		町	
心身障害者医療費助成事業		町	
高齢者居宅生活支援事業		町	
第1号訪問事業		町	
第1号通所事業		町	
一般介護予防事業 介護予防活動の実施等		町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設8. 子育て支援施設に記載のとおり、施設の老朽化・安全性の状況、民間施設を含めた町内の施設の配置状況、国の制度改正などのあらゆる条件を勘案したうえで、各施設の役割等を総合的に検討していく。

その中で、今後も継続して使用が見込まれる施設については、計画的な大規模改修や必要な維持補修を行い、施設の長寿命化を図っていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療は、「丸森町国民健康保険丸森病院」のほか、民間医療機関が地域の1次医療を担う施設として機能している。通院者の利便を図るため町民バスや予約型乗合タクシー「あし丸くん」を運行しており、地域住民の健康保持に努めている。

さらに近年、急激な高齢化や生活習慣病の増加などにより、医療連携体制とともに在宅医療の推進が求められている。また、町民に身近な医療サービスの提供に向けて、恒常的な医師・看護師不足への対応とともに、休日や夜間、そして災害時における救急医療を含む地域医療体制の整備充実を図るとともに広域的な医療連携体制の強化が課題となっている。

一方で、町民誰もがができるかぎり心身ともに健康で自立した生活を送るために、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっている。本町では、「丸森町健康日本21地域計画」に基づき、町民、行政、各種団体が協働で健康づくり活動に取り組み、一定の成果をあげている。

(2) その対策

本町医療の中心施設である「丸森町国民健康保険丸森病院」の診療機能の維持向上と医療人材の確保を図りながら、仙南地域の医療・介護施設との連携を強化し、地域医療体制の整備を推進する。医療設備については、患者ニーズに対応した医療機器の整備や既存医療機器の更新等により充実を図っていく。

在宅医療については、介護分野との連携を進めることにより、切れ目のない医療・介護体制の整備に努める。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
休日当番医実施日数	72日	70日

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	国民健康保険丸森病院医療機器等整備事業 医療機器の更新、冷暖房設備の改修等	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療確保事業 夜間・休日救急医療体制の整備	町	
		看護職員修学資金貸付事業	町	
		在宅医療・介護連携推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設 10. 病院施設に記載のとおり、近年は人口の減少に伴い病院利用者も減少傾向となっているものの、地域医療の中核として大きな役割を担っていることから、今後も継続して安全な医療を提供できる体制を維持していく。

また、丸森病院は、新耐震基準に基づく施設だが、築後約24年経過していることから、経年による老朽化に伴い、今後は、躯体・設備等に不具合が生じることが予想されるため、計画的な施設点検を実施することによる予防保全型の管理及び修繕を行うことで、施設の長寿命化を図る。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

本町の出生数は、近年は年間 50 人前後で推移しているが、子どもを取り巻く環境は複雑多様化していることから、児童・生徒一人ひとりの基礎学力の向上に努めるとともに、個性を尊重し、適応力のあるたくましい心を育てる人間教育が強く求められている。令和 4 年 4 月には小学校が 2 校に再編されることから、集団で学ぶことのメリットを活かした協働的な学びの実現と個別最適な学びを展開し、児童の可能性を引き出す学びの保障を推進していく必要がある。

本町では、「生涯学習は人づくり」を基本に行政が行う事業のほか、各地区の住民自治組織が主体となり様々な生涯学習活動が展開されている。近年、人々の価値観の多様化や情報化の進展などによって、町民の学習意欲や知的好奇心が強まっていることから、人々が主体的に学び、潤いと生きがいのある生活を送ることができるよう、ニーズにあった生涯学習を展開していく必要がある。

加えて、町民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供やニーズに応じた種目の普及など、様々なスポーツイベントやコミュニティ活動、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備が課題となっている。

(2) その対策

学校教育環境については、「1 人 1 台端末・高速通信環境」を授業に有効的に活用するなど、情報化社会に対応した教育の充実を図る。また、安心・安全な学校給食の提供やスクールバス等による通学対策のほか、学校施設の老朽化対策や修繕を適正な管理のもとに実施し、より良い教育環境づくりを推進する。

児童・生徒一人ひとりが自らの得意不得意を明確にし、標準学力調査や検定受験の支援を行い、得意を伸ばしていく教育を進めるとともに、「土曜学び塾」などにより、苦手意識を克服する教育支援を展開する。また、中学生を対象とした「町営学習塾」を実施し、家庭学習習慣の定着及び学力の向上を支援する。

小中学生の相互の学び支援を推進し、専門性を高める進学指導の徹底により、小中高一貫したキャリア教育の多様化を図る。

児童・生徒が町内の自然や文化、先人の業績や人々について理解を深めるため、地域の教育資源や教育力を生かした「ふるさと教育」を授業に位置付け推進し、郷土愛にあふれたふるさと丸森の未来を担う人材を育成する。

さらに、教育相談員や教員補助者を配置し、いじめ問題や特別支援教育等の支援が必要な児童生徒の対応にあたるほか、ALT の配置により外国語教育を推進する。

生涯学習については、町民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を活かすことができる学習環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が協働で生涯学習を推進する体制を整備する。

また、今後は地域の枠を越えた交流機会の拡充や住民の自主活動の場の提供や総合型地域ス

ポーツクラブなど住民が主体となって気軽にスポーツが楽しめる環境づくりを目指し、その活動に資する施設整備や各種指導者研修会を活用した人材育成に努めながらスポーツの振興を図っていく。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
放課後学習支援 実施学校の割合	44%	100%
各種講座参加者数	150人（延べ人数）	1,600人（延べ人数）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	小中学校校舎大規模改造事業	町	
		学校施設の維持管理補修事業	町	
	屋内運動場	学校施設の維持管理補修事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	町	
	給食施設	学校給食センター施設整備事業 施設・機器等の更新	町	
		給食運搬業務委託事業	町	
		給食調理業務委託事業	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	スクールバス運行事業	町	
		教育相談員配置事業	町	
		外国語教育充実事業	町	
		教員補助者設置事業	町	
		子ども学び塾事業 丸森子ども学び塾の運営・支援	町	
	生涯学習・スポーツ	子ども向け郷土誌作成事業	町	
		スポーツ活動振興事業	町	
		生涯学習活動推進事業 出前講座開催等	町	
	(5) その他	I C T教育環境整備事業 パソコン教育環境の整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設2. 学校教育施設に記載のとおり、本町では、少子化に伴う児童数の減少に伴い、町内の小学校でも小規模化が進んでおり、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

このことから、小学校は令和4年4月に2校に再編されたが、閉校した学校の校舎や体育館については、引き続き定期的な点検を実施し、放課後児童クラブやふるさと学習等として活用していくとともに、中学校及び再編後も使用する小学校については、計画的に予防保全的改修を行い、延命化を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

町は、県内でも広い面積を有し、昭和 29 年 12 月 1 日に 2 町 6 村が合併して誕生したことから、地理的、歴史的条件も異なり、経済圏も隣接の市町に依存する割合が高く、各地区がそれぞれ独自の風土・文化を持っている。また、住民の行政に対するニーズも地域間で相違がある。このような中、地域の持続的発展を目指して施策を展開していく上で、町内画一的な行政ではなく地域ごとの特色を生かし、地域住民と行政が協働するまちづくりを進めるために、平成 22 年度から各地区の住民自治組織が中心となり地域の特色を活かした協働のまちづくりを進めてきた。

現在、本町の各地域及び住民自治組織においては、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守り、水源の涵養等に大きな役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの重大な問題が生じており、今後さらなる高齢化の進展により、これらの問題は一層深刻化するおそれがある。また、令和 4 年 4 月には小学校の再編により、6 地区において小学校施設が空き校舎となる。まちづくりを進めていく上で、様々な地域活動によるコミュニティの構築、これからの地域を担う人材の育成、各種団体や組織の相互ネットワーク、空き校舎の有効活用など、様々な取組や仕組みづくりが必要になっている。

(2) その対策

地域自らが多様な主体との連携のもと、社会的課題を認識・共有し、それを自主的・主体的に解決する力の醸成・更なる向上を目指すことができるよう住民参加による地域づくりの基盤となる住民自治組織の活性化をより一層推進する。

さらに、高齢者の見守りサービスの実施、身近な生活交通の維持・確保など住民との協働による集落の維持・活性化対策を推進するため、集落支援員制度などを活用し集落対策の推進に関してノウハウを有した人材の確保に努め、地域と町が連携して集落の巡回や状況把握等を実施していく。

また、閉校となる 6 校については、地域からの有効活用を望む声も多いため、地域の意向を十分に踏まえ、地域の活性化や産業振興など持続的発展の拠点となるよう総合的に利活用方法を検討していく。

目標指標	基準値（令和 2 年）	目標値（令和 7 年）
地区別計画事業に対する参加者数	12,532 人（延べ人数）	28,500 人（延べ人数）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	住民自治組織運営支援事業	町	
		まちづくり活動支援助成金交付事業	町	
		集落支援員事業	町	
		住民集会施設整備事業	町	
		地域活性化施設等整備事業	町	
		空き校舎等有効活用事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設1. 行政施設に記載のとおり、施設の機能や社会的な役割を考慮し、特に建物の安全性を重視すべき施設として、予防保全型対策に転換し、計画的な修繕・改修により施設の延命化を図るとともに、方針の第1節公共施設3. 文化施設に記載のとおり、建物全体の老朽化が顕著であるものについては、令和7年度を目途に解体する。その他の施設については引き続き集会施設として利用するため、安全性について、定期的な調査を実施し、必要に応じて計画的な修繕、改修を実施し、施設の延命化を図っていく。

また、方針の第1節公共施設2. 学校教育施設に記載のとおり、本町では、少子化に伴う児童数の減少に伴い、町内の小学校でも小規模化が進んでおり、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

このことから、小学校は令和4年4月に2校に再編されたが、閉校した学校の校舎や体育館については、引き続き定期的な点検を実施し、放課後児童クラブやふるさと学習等として活用していくとともに、中学校及び再編後も使用する小学校については、計画的に予防保全的改修を行い、延命化を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、阿武隈川舟運の拠点として栄え、郷土の歴史を語る貴重な文化財が豊富にあるほか、紙漉き・養蚕・炭焼き等の生活に密着した伝統的技術も残されている。これらの適切な保存・伝承のため、「まるもりふるさと館」は先人が築いた歴史や文化遺産の展示を通じて、郷土文化の継承と普及に貢献している。今後もこれらの伝統文化を継承していくとともに、町民に貴重な資源として認識してもらい、まちづくりに積極的に活用していくことが必要である。

また、生活の中でのゆとりや潤いを求めるニーズが増え、芸術や文化への関心も高まってきている。本町では、毎年「総合文化祭」や「芸能発表大会」「民俗芸能鑑賞のつどい」などが開催され、町民の芸術文化の発表の場となっているほか、文化団体の活動も活発に行われている。

しかしながら、民俗芸能団体や有形文化財の管理者など高齢化が進み、人口減少も相まって後継者不足により既存団体等の維持が困難な状況にあるため、若い世代の伝統文化の保存・継承に取り組めるような環境を整備し、伝統文化の意義を深める学習機会の拡充を図っていく必要がある。

芸術文化振興については、優れた芸術文化を体験・鑑賞する機会の方が限られているため、芸術文化の活動者の発表や交流を支援し、感性豊かな人材の育成を図っていく必要がある。

(2) その対策

文化財については、地域の歴史・文化の保存と活用を図るため、貴重な地域資源や文化財の発掘保存に努めるとともに、伝統文化の継承と後継者の養成を図る。活用が可能な文化財については、町民の歴史学習により郷土愛を育み、地域の活性化に活かしていくようにする。

また、美術や音楽等の優れた芸術文化を身近に体験・鑑賞する機会を提供し、感性豊かな町民を育成するとともに、芸術文化活動を行っている人たちの発表や広域的な交流を支援し、さらなる学習意欲の向上を図る。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
まるもりふるさと館入館者数	734人	1,500人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	資料館運営管理事業 まるもりふるさと館の運営・管理等	町	
		歴史文化伝承人材育成事業	町	
		芸術文化振興事業 町外芸術鑑賞事業等	町	
	(3) その他	文化財保護事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画にかかる施設類型ごとの管理に関する基本的な方針第1節公共施設5. 社会教育施設に記載のとおり、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討し実施する。

12 自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

化石燃料の使用拡大が地球温暖化に大きな影響を与えるといわれる中で、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの活用や二酸化炭素を吸収する森林の保全・育成を図るとともに、潜在的なエネルギーの活用についても検討し、環境負荷の軽減に努めていかなければならない。一方、大規模な太陽光施設の開発が、地域住民の環境破壊への懸念に繋がることに配慮しなければならない。

(2) その対策

省エネルギーの推進、及び森林環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの導入などにより地球環境への負荷を軽減する低炭素社会の実現に向けた取組みとして、役場庁舎などにおいて環境に配慮した高効率型の省エネタイプの空調設備を導入するなど、行政が先導的な省エネルギー対策に取り組み、町民一人ひとりの省エネルギーへの意識向上と実践を図り、地域が抱える課題解決のため、地域の自然環境とのバランスに配慮した再生可能エネルギーの導入・普及を推進する。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
再生可能エネルギー 事業取組数（注）	1件	3件

注）各種再生可能エネルギー事業等を利用した地域数及び施設数

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	役場庁舎環境配慮型改修事業 高効率型省エネ空調設備の導入	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利活用・導入推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画において、該当する施設について特に定めていないが、丸森町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討し実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

他地域との広域的な交流活動として、北海道北見市端野地区及びアメリカ合衆国カリフォルニア州ヘメット市と姉妹都市を締結し、現在は丸森町姉妹都市交流協会が中心となり、国内外との幅広い交流を通して親善友好を図りながら人材の育成に努めている。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の往来が制限される中、これまでのような相互訪問などの交流活動を行うことが困難となった。このような状況下、これまで育んできた交流の流れを途絶えさせないために、従来とは異なる新たな形の交流活動の検討が必要になっている。

また、国際交流として、平成28年より地域主体で草の根技術協力事業「丸森町の在来技術を活用した小規模農家の食糧の安定利用強化プロジェクト」を実施し、アフリカ大陸南部に位置するザンビア共和国ルサカ州に対して農業技術協力を行うなど国際協力及び地域活性化に取り組んでいる。現在も「小規模農家における市場志向型営農普及プロジェクト」に取り組んでおり、プロジェクト推進のために住民が主体となって団体設立を目指している。

(2) その対策

アフターコロナを見据えて、これまで国内外の交流活動で中心的な役割を担ってきた丸森町姉妹都市交流協会を支援するとともに、新たな交流の在り方などを模索し、これまで育んできた交流の流れを途絶えさせない活動及び体制を整備し推進していく。

国際交流については、これまで同様に小中学校との交流、農業技術指導、研修内容や研修先農家の選定等に協力するなどプロジェクトの支援を継続するとともに、主体となる住民・団体に対し組織体制の整備・強化を図るため、地域おこし協力隊制度等を活用し人的支援や人材育成を図り推進していく。

目標指標	基準値（令和2年）	目標値（令和7年）
丸森町姉妹都市交流事業参加者数	0人	50人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		姉妹都市交流事業 丸森町姉妹都市交流協会への支援	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

丸森町公共施設等総合管理計画において、該当する施設について特に定めていないが、丸森町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の整備にあたっては、事業効果、効率性及び必要性を十分に検討し実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備 考
1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業	町	地域の持続 的発展に資 するもので、 効果は一過 性でなく、将 来に及ぶ事 業である。
		移住・定住サポートセンター事業	町	
		移住・定住・交流推進事業	町	
		宮城県移住支援事業	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	森林総合整備振興事業 造林事業の支援	町	
		農作物鳥獣被害対策事業	町	
		園芸特産振興事業 機械・施設整備等への支援	町	
		リース事業用園芸ハウス整備事業 園芸施設整備への支援	町	
		米販売促進活動支援事業 米販路拡大・販売促進への支援	町	
		水田利活用推進対策事業 水田団地化への支援	町	
		低コスト稲作推進事業 スマート農業の取組等に対する支援	町	
		環境保全型農業推進事業 丸森産農産物認証制度等の推進	町	
		集落営農育成支援事業 集落営農組織化に対する支援	町	
		環境保全型農業直接支払交付金事業 環境保全型農業活動への支援	町	
		集落営農モデル経営体育成支援事業 集落営農組織機の機械施設整備に対す る支援	町	
		認定農業者支援事業 認定農業者の機械施設整備に対する支援	町	
		担い手確保支援事業 新規就農者の機械施設整備等への支援	町	
		儲かる農業実践者ブラッシュアップ事業 認定農業者の規模拡大に対する支援	町	

		和牛振興対策事業 繁殖基盤整備等への支援	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		自給飼料生産拡大支援事業 自給飼料拡大に対する機械整備等の支援	町	
		柿炭そ病・落葉病防除対策支援事業 特産柿の薬剤防除に対する支援	町	
		豚熱防疫対策事業 防疫対策に対する支援	町	
		子牛育成センター管理運営事業 施設管理運営支援	町	
	商工業・ 6次産業化	特産品開発・販売促進事業 地場製品のPR、販売促進を支援	町	
		農産加工品販売促進事業 地場製品の販売拡大等を支援	町	
		特産品開発支援事業 商品開発や施設整備に対する支援	町	
		企業立地支援助成事業	町	
		空き店舗・空き家等活用事業 空き店舗等整備に対する支援	町	
		地域内消費拡大支援事業 割増商品券発行に対する支援	町	
		丸森町中小企業支援事業	町	
		地域小規模事業活性化推進支援事業	町	
		起業支援推進事業	町	
		経営改善支援事業	町	
		起業チャレンジ応援事業 新たに起業や第2創業等を行う方を支援	町	
		企業人材確保等支援事業	町	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化	地域イントラネット基盤管理事業 インターネット環境システム管理	町	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	町民バス運行事業 運行委託 6路線 白石市民バス負担金 2路線	町	
		デマンドタクシー運行事業 運行台数 4台	町	

	交通施設維持	丸森町阿武隈急行線利用促進事業	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		阿武隈急行線沿線開発推進事業	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	丸森駅周辺住環境整備促進事業 丸森駅前住宅整備等の検討	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援センター運営支援事業	町	
		私立保育施設支援事業	町	
		第2子以降児童保育料等無料化事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
		子育て支援体制整備事業	町	
		子育て支援事業	町	
		母子・父子家庭医療費助成事業	町	
		任意予防接種費用助成事業（子ども分） 予防接種費用の一部助成	町	
		子ども医療費助成事業 18歳までの子ども医療費の一部助成	町	
		予防接種事業（定期接種） 65歳以上高齢者等の予防接種	町	
	高齢者・障害者福祉	丸森町高齢者生産活動センター運営事業	町	
		地域福祉活動推進事業	町	
		高齢者いきいき活動支援事業	町	
		介護人材確保事業	町	
		心身障害者医療費助成事業	町	
		高齢者居宅生活支援事業	町	
		第1号訪問事業	町	
		第1号通所事業	町	
		一般介護予防事業 介護予防活動の実施等	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療確保事業 夜間・休日救急医療体制の整備	町	
		看護職員修学資金貸付事業	町	
	その他	在宅医療・介護連携推進事業	町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	スクールバス運行事業	町	
		教育相談員配置事業	町	
		外国語教育充実事業	町	

		教員補助者設置事業	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		地域未来塾事業 丸森子ども学び塾の運営・支援	町	
	生涯学習・スポーツ	子ども向け郷土誌作成事業	町	
		スポーツ活動振興事業	町	
		子ども学び塾事業 丸森子ども学び塾の運営・支援	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	住民自治組織運営支援事業	町	
		まちづくり活動支援助成金交付事業	町	
		集落支援員事業	町	
		住民集会施設整備事業	町	
		地域活性化施設等整備事業	町	
		空き校舎等有効活用事業	町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	資料館運営管理事業 まるもりふるさと館の運営・管理等	町	
		歴史文化传承人材育成事業	町	
		芸術文化振興事業 町外芸術鑑賞事業等	町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利活用・導入推進事業	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		姉妹都市交流事業 丸森町姉妹都市交流協会への支援	町	